

(軽)自動車税環境性能割に係る付加物(オプション)の取扱いについて

自動車の付加物を自動車とともに取得する場合は、自動車を含めて(軽)自動車税環境性能割の課税対象となります。

ただし、自動車に固定されない「搭載用品」と呼ばれるものは除かれます。

●付加物とは

ボルト・ネジ・シールなどで固定され、自動車と一体性がある付属物で、通常「取付用品」と呼ばれるものであること。

なお、無償(サービス品)又は安価であっても、課税対象に含めます。

●付加物とするもの

オーディオ(CD、MD、ラジオ等)、スピーカー、アンプ、アンテナ、カーナビゲーション(ポータブル含む)、エアロパーツ、ヒーター、クーラー、時計、ライター、ETC車載器、カメラ類、モニター、ウインドウオッシャー、ランプ類、センサー類、ワイドルームミラー、バイザー、アルミホイール、ナンバープレートフレーム、泥除け、ルーフラック、スキーラック、コーティング加工、その他自動車に付加して一体となっているもの

●付加物に該当しないもの

カバー類、マット類、ヘッドレスト、ETCセットアップ費用、スペアタイヤ、タイヤチェーン、標準工具、洗車用具など

●算定方法

カタログ等に掲載された価格(消費税抜、取付費用込)に0.9を乗じて算出した額となります。

なお、定価が不明の場合は、通常小売価格に0.9を乗じて算出します。

なお、ラジオレス等については、付加物価額から控除します。(価格がない場合は、車両本体価格から控除します。)

また、複数の付加物がある場合は、付加物の価格を合計した価格に0.9を乗じて算出します。

● 計算例

		税込価格(円)	課税対象
車両本体		3,000,000	○
カーナビゲーション		200,000	○
パール塗装		30,000	○
E T C 車載器		20,000	○
E T C セットアップ費用		3,240	
ベーシックセット	フロアマット	60,000	
	マッドガード		○
	バイザー		○

ベーシックセットの個別価格

フロアマット 35,000 マッドガード 15,000 バイザー 30,000 (計 80,000)

- 1 ベーシックセットのうち、付加物に該当するマッドガードとバイザーの価格を按分して計算

$$\begin{aligned} & \text{セット価格} \times \text{付加物価格} \div \text{個別価格の合計} \\ & = 60,000 \times 45,000 \div 80,000 = 33,750 \end{aligned}$$

- 2 この自動車の付加物に該当するものは
カーナビゲーション、パール塗装、E T C 車載器、ベーシックセット中
マッドガード及びバイザー

$$200,000 + 30,000 + 20,000 + 33,750 = 283,750$$

- 3 取得価額 (千円未満切捨て)

$$\text{車両本体 } 3,000,000 \div 1.1 (\text{※}) \times 0.9 \approx 2,454,545 \approx 2,454,000$$

$$\text{付加物 } 283,750 \div 1.1 (\text{※}) \times 0.9 \approx 232,159 \approx 232,000$$

$$\text{課税標準額 } 2,454,000 + 232,000 = 2,686,000$$

※消費税及び地方消費税の税率 10%の場合

- 4 (軽)自動車税環境性能割額 (百円未満切捨て)

$$2,686,000 \times 0.02 (\text{環境性能割の税率}) = 53,700$$